

平成 25 年 2 月 5 日

広島市信用組合

金融円滑化法の期限到来後における対応について

平成 21 年 12 月 4 日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（金融円滑化法）が平成 25 年 3 月末に期限を迎えますが、当組合は「お客さま第一主義」の観点から、今後も引き続き、金融円滑化の取組みを積極的に行ってまいります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後においても何ら変わることなく、関係金融機関とも連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給等によるお客さまへの支援を継続してまいります。
2. 当組合は、お客さまからの資金に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまが抱えている経営課題・問題を十分に把握したうえで、その解決に努めてまいります。
3. 当組合は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題・問題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、実行性の確保を支援してまいります。
4. 当組合は、住宅ローン等をご利用いただいている方からの貸付条件変更等の申込みに対しても、お客さまの立場にたって対応してまいります。

【金融円滑化法等ご相談窓口】

1. 営業店のご相談窓口

担当窓口	金融円滑化ご相談窓口
受付電話	お取引いただいている営業店へお電話ください。 ※ご来店でのご相談も随時行なっています。
受付時間	午前 9 時～午後 5 時（平日のみ）

2. 本部でのご相談窓口

担当窓口	金融円滑化ご相談窓口（リスク監査室リスク管理課）
受付電話	0 8 2 - 2 4 8 - 1 1 7 1
受付時間	午前 9 時～午後 5 時（平日のみ）